

○糸魚川市地域公共交通会議設置要綱

平成20年 8 月 1 日 告示第83号
改正 平成20年10月20日 告示第93号
平成22年 3 月26日 告示第72号
平成26年 6 月23日 告示第123号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、糸魚川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項に規定する市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する20人以内により構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
 - (2) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者
 - (3) 市民
 - (4) 北陸信越運輸局新潟運輸支局長又は当該長が推薦する者
 - (5) 新潟県糸魚川地域振興局長又は当該長が推薦する者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者等が組織する団体の代表者
 - (7) 市長が指名する職員
 - (8) その他糸魚川市長が必要と認める者
- 2 交通会議に、前項に規定する委員のほか、必要に応じて学識経験者その他市長が必要と認める者の出席を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長をおき、第3条第1項第7号に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 交通会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 6 交通会議は、原則として公開とする。
- 7 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって交通会議の表決に代えることができる。この場合において、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 8 交通会議の事務局は、都市整備課に置く。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から実施する。

(委員任期の特例)

- 2 この要綱の実施の日以後、最初に委嘱又は任命される委員の任期については、第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

改正文（平成20年10月20日告示第93号抄）

告示の日から実施する。

改正文（平成22年3月26日告示第72号抄）

平成22年4月1日から実施する。

改正文（平成26年6月23日告示第123号抄）

告示の日から実施する。